

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年 8 月31日
【会社名】	マイクロ波化学株式会社
【英訳名】	Microwave Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 吉野 巖
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区平林南一丁目 6 番 1 号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市山田丘 2 番 1 号 フォトニクスセンター 5 階
【電話番号】	06-6170-7595（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 齊藤 雄太
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	（第 8 回新株予約権） その他の者に対する割当 4,991,680円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額） 1,612,509,680円 （注） 第 8 回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の見込額であります。そのため、第 8 回新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、第 8 回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第 8 回新株予約権を消却した場合には、第 8 回新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	16,420個（新株予約権1個につき当社普通株式100株）
発行価額の総額	4,991,680円
発行価格	本新株予約権1個当たり304円（本新株予約権の目的である株式1株当たり3.04円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年9月16日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	マイクロ波化学株式会社 管理部 大阪府吹田市山田丘2番1号 フォトニクスセンター5階
割当日	2026年9月16日
払込期日	2026年9月16日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 梅田支店

- (注) 1 マイクロ波化学株式会社第8回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、2026年8月31日開催の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 4 本新株予約権の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質	1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式1,642,000株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落によって各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）が修正されても変化しない（ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、行使価額は、別記「(2) 新株予約権の内容等」注記欄第7項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の直前取引日（ただし、決定日の直前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引のVWAPの90.5%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額（本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。 3 行使価額の修正頻度：本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）による本新株予約権の行使の都度、本欄第2項に記載のとおり修正される。 4 行使価額の下限：当初588円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。） 5 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる普通株式の総数は1,642,000株（2026年6月30日現在の総議決権数158,800個に対する割合は10.34%）、交付株式数は100株で確定している（ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：970,487,680円（ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照）。
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる 株式の数	1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,642,000株とする（交付株式数は、100株とする。）。ただし、本欄第2項乃至第6項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。 調整後交付株式数＝調整前交付株式数×株式分割等の比率

	3 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額が調整される場合（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。）は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする（なお、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。）。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 4 本欄に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 5 本欄に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。 6 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。 (2) 行使価額は、当初979円とする。ただし、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整されることがある。 2 行使価額の修正 (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、決定日に修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。 (2) 「下限行使価額」は、588円（ただし、本欄第3項の規定を準用して調整される。）とする。 3 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（ただし、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものとして本 を適用する。）

調整後行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして（なお、単一の証券（権利）に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。）、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

ただし、本 に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表の上本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき（ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項に定める場合を除く。）。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

	(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額のみが調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額（下限行使価額を含む。）、調整後行使価額（下限行使価額を含む。）及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,612,509,680円 当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年9月17日から2029年9月28日（ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄の各項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 梅田支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

	3 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。ただし、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が、定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達（以下「本資金調達」といいます。）を行うに際して、下記「(3) 資金調達方法の選択理由（他の資金調達方法との比較）」に記載のとおり、公募増資やMSCB（下記「(3) 資金調達方法の選択理由（他の資金調達方法との比較）」に定義します。）等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、SMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」又は「割当予定先」といいます。）より提案を受けた本「1 新規発行新株予約権証券」及び下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載の本資金調達は、下記「(3) 資金調達方法の選択理由」に記載のメリットがあることから、下記「(3) 資金調達方法の選択理由（本資金調達方法の特徴）」に記載のデメリットに鑑みても、本資金調達が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本資金調達を行おうとするものです。

(1) 資金調達の目的

当社は、「何を作るか」ではなく「どのように作るか」に着目し、製造プロセスを化石資源由来の「熱と圧力」から電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化を目指す技術プロバイダーです。

マイクロ波（波長約1mm～1m（300MHz～300GHz）の電界と磁界が直交した電磁波）は、特定の物質に内部から直接かつ選択的にエネルギーを伝達できるという特徴を有しており、これにより媒体を介してのエネルギー伝達が不要となるため、必要最小限なエネルギーでの内部加熱が可能になります。また、目的とする物質のみが共鳴する周波数のマイクロ波を照射することで、均一にエネルギー伝達することができるため、ムダ・ムラを排除し高収率・高品質化も可能になります。

一方、このような特徴を有するマイクロ波は、化学プロセスとして大型産業化された例はなく、「マイクロ波の産業利用は不可能である」という見解が化学業界の常識となっておりました。当社は、2007年の創業以来、前述のような常識に挑み、2014年には大阪にて、大規模なマイクロ波化学工場を立ち上げ、製品出荷を実現いたしました（注1）。

（注1：ビジネスモデルの変化に伴い、現在は製造を行っておりません）

当社は、マイクロ波プロセスを産業化する過程で、「デザイン力」及び「要素技術群」を構築・強化し、これらで構築される技術プラットフォームを確立いたしました。この技術プラットフォームを用いることで、顧客課題に応じて、ラボ開発、実証開発といった研究開発フェーズから、実機製作、製造支援といった事業フェーズまでをワンストップでソリューションとして提供しております。

デザイン力

< 反応系のデザイン >

各々の物質において、マイクロ波を吸収できる能力（マイクロ波吸収能）は異なり、最適な反応を得るためには、ターゲット物質に合わせてマイクロ波の周波数を選定することが重要です。当社はマイクロ波吸収能の測定方法を独自開発・確立し、データベース化を進め、それに基づいた反応系デザインのパターン認識とノウハウ蓄積を進めることで体系化いたしました。

< 反応器のデザイン >

マイクロ波プロセスにおいては、反応器という閉鎖空間の中でマイクロ波を照射いたします。マイクロ波反応器デザインでは、波の特性（吸収・透過・反射）を加味し、マイクロ波の分布（電磁界分布）を制御することが重要となります。当社はシミュレーション技術の開発を進め、加熱対象物温度分布等のシミュレーション結果を、実際の反応器内部において高い精度で再現させるために、電磁場解析、熱流体解析を連成させました。また、スーパーコンピュータを導入することにより反応器の大型化及びマイクロ波分布と流動している加熱対象物とが相互に作用し合う複雑系にも対応可能にな

りました。さらに、反応器製作後に、その実証データとシミュレーションの齟齬を認識、フィードバックを繰り返すことで精度を上げ、スケールアップの最適解の導出に成功いたしました。

要素技術群

マイクロ波環境下で化学プロセスを実施するために保有している複数の要素技術で、スケールアップ過程で開発を行ってきたものです。これは、以下の4つのカテゴリに分類され、さらに20の各技術に細分化されます。

基礎物性評価	物質のマイクロ波吸収能の測定・解析・評価技術
シミュレーション	電磁波であるマイクロ波の電磁界分布解析、物質の流れの熱流体解析、反応器の構造解析&連成技術
制御	マイクロ波を安全にモニタリング・制御する技術
基盤機構	マイクロ波環境下で化学プロセスを実施するための様々な反応器、装置の設計技術。さらにはそれらを構成するために必要な物理的な機構、パーツの設計技術

当社の事業は、顧客課題にソリューションを提供することで、当社の技術プラットフォームの強化とこれを支える要素技術群の充実につながり、強化された技術プラットフォームが顧客課題のソリューション力向上につながる、好循環の実現が可能な事業モデルです。さらに、技術プラットフォームを「標準化」し、特定の顧客ではなく、業界・市場に共通した「課題」に対するソリューションを提供することで、技術を横展開しスケールする事業の実現を目指してまいります。

当社は、顧客の課題解決を目指して研究開発を行う研究開発会社としての側面と、マイクロ波プロセスを設計して反応器を納入するエンジニアリング会社的な側面を併せ持っております。研究開発及びエンジニアリングのソリューションは4つのフェーズで提供しておりますが、各フェーズの具体的な実施内容は以下のとおりであります。

フェーズ1	ラボ開発	概念検証（POC/Proof of Concept）。顧客の課題に合わせたソリューションの検証。マイクロ波を用いた反応系のデザイン
フェーズ2	実証開発	実機を想定してベンチ機・パイロット機を用いた実証開発。反応器のデザイン。実機導入に向けた経済性の検証
フェーズ3	実機導入 （装置販売）	実機を設計・製作し納入
フェーズ4	製造支援	多くの顧客がマイクロ波設備の使用経験がないため、生産技術部員を派遣して設備の立ち上げから製造やメンテナンスを支援

当社は、従来から取り組んできたマイクロ波ソリューション事業（提携事業）（注2）を中核としつつ、新規事業の創出を両輪とした成長戦略を展開してまいりました。当社の強みである独自技術を産業実装まで一貫して担うケイパビリティ（事業開発～ラボ～エンジニアリング）を軸に、適用領域を広げ、技術プラットフォームを継続的に獲得していくことを目指しております。（注2：提携事業とは、顧客企業との共同開発を通じて、マイクロ波ソリューションの実装を進める事業であります。）マイクロ波ソリューション事業では、経済安全保障の重要性が高まる中、重要鉱物に関連する鉱山プロセス事業の開拓に注力し、国内外のパートナーとともに様々な金属及び鉱石を対象としたプロジェクトを推進しております。非鉄金属製錬における熱処理装置をターゲット市場とし、化石燃料パートナーを用いた既存プロセスからの代替を目指してまいります。今後は、市場・社会トレンドを起点としたテーマ探索の強化により、案件の拡充を図るとともにフェーズ3及び4の着実な実行に取り組んでまいります。

新規事業の創出につきましては、2025年9月8日に公表いたしました「株式会社ディーピーエスからの低濃度貴金属回収事業の譲受に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年9月に株式会社ディーピーエスの低濃度貴金属回収事業を譲り受けており、2つ目の独自技術としてDualPoreSystem技術を獲得いたしました。DualPoreSystem技術は、シリカ粒子に細孔と貫通孔の“デュアル構造”及び表面修飾を施すことにより、高吸着性と高通液性の両立を実現いたします。

当社にとっての新規事業の一つである低濃度貴金属回収事業では、顧客の工場排水ラインにDualPoreカートリッジを導入することによる、貴金属回収量に応じたストック型の収益モデルを構築しており、現在は、PCB/FCBめっき排水からパラジウム（Pd）の回収を行うDualPoreカートリッジが5ラインに導入済となっております。今後は、DualPoreSystemの基盤技術に当社の技術開発・エンジニアリング・事業開発アセットを掛け合わせ、元素（プラチナ（Pt）、ロジウム（Rh）、イリジウム（Ir）等）、領域（PCB/FCBめっき難処理工程排水、化学合成排水、精錬工程液からのパラジウム

（Pd）回収）、地域（PCB/FCBめっき産業の集積地である東南アジアを注力地域と設定し、海外地域での事業拡大を志向）の拡大を目指してまいります。

低濃度貴金属回収事業の拡大により、クリティカルミネラルの新たな供給源を確立し、サプライチェーンの強靱化を通じて経済安全保障に貢献するとともに、サーキュラーエコノミーの推進や環境負荷の低減にも寄与いたします。

今回調達する資金に関しましては、低濃度貴金属回収事業に係る設備投資資金、新規事業創出に係る資金及び事業運営に係る資金に充当する予定であり、具体的には、下記「2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおりであります。

なお、2026年6月期は社会実装を加速させるための先行投資フェーズと位置づけ、当初計画は、売上高1,613百万円、営業損失853百万円でありました。複数の大型プロジェクトの受注遅延により、売上高は大幅に下回る1,057百万円となりましたが、遅延した大型プロジェクトに付随する原材料・設備の調達時期を戦略的に先送りしたこと、及び期中の事業進捗を踏まえ、採用活動を慎重にコントロールしたことにより、利益面は、営業損失927百万円、経常損失948百万円、当期純損失964百万円の着地となりました。その結果、2026年6月期の純資産は152百万円、自己資本比率は8.6%となっており、当社が更なる事業拡大を進めていくに当たっては、財務基盤の再構築を図ることが必要であると考えております。

当社は、今般の資金調達により、自己資本の拡充を通じた財務基盤の強化を図るとともに、将来の企業価値向上につなげることで、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の利益拡大に努めてまいります。

（2）資金調達方法の概要

本資金調達は、当社がS M B C日興証券に対し、行使可能期間を約3年間とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額の修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項をご参照ください。）を第三者割当の方法によって割り当て、S M B C日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、当社はS M B C日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）を締結する予定です。

（本ファシリティ契約の内容）

本ファシリティ契約は、当社とS M B C日興証券との間で、以下のとおり、S M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、当社の判断により、当社が許可した期間及び数量の範囲内で本新株予約権を行使できること（以下「行使許可条項」といいます。）、当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めるものであります。

S M B C日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使

S M B C日興証券は、行使可能期間中、本ファシリティ契約の他の条項に基づく制約の範囲内で、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。

ただし、S M B C日興証券は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。

当社による行使許可

S M B C日興証券は、行使可能期間内においても本ファシリティ契約の規定に従って行使する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。S M B C日興証券は、本ファシリティ契約に従って、当社が事前の通知（当該通知を以下「行使許可通知」といいます。）を行い、本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可通知に示された最長240取引日の特定の期間（以下「行使許可期間」といいます。）中、行使許可通知に示された数量（以下「行使許可本新株予約権数」といいます。）の範囲内でのみ本新株予約権を行使することができます。具体的には、以下のとおりの内容が定められる予定です。

- ・行使許可本新株予約権数の全てが行使された場合、行使許可は自動的に終了するものとします。
- ・当社は行使許可を行った後、行使許可期間の末日までの間、当該行使許可を取り消す旨をS M B C日興証券に通知（当該通知を以下「行使許可取消し通知」といいます。）し、かつ行使許可が終了する日（以下「行使許可終了日」といいます。）をプレスリリースにて開示することにより、当該行使許可を取り消すことができます。なお、行使許可終了日は当該開示日の翌々取引日とし、S M B C日興証券は、行使許可終了日の翌取引日以降、取り消された行使許可に基づき本新株予約権を行使することはできなくなります。
- ・当社は、行使許可期間中において、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に規定する、当社の取締役会により本新株予約権の取得日を定めること及び本新株予約権の取得の通知を行うことはできないものとします。

- ・当社は、当社が行使許可通知を交付した場合、行使許可本新株予約権数の全てが行使されて行使許可が自動的に終了した場合及び当社が行使許可取消し通知を交付した場合には、プレスリリースにて開示するものとします。

当社による本新株予約権の買取義務

当社は、ＳＭＢＣ日興証券が行使可能期間の末日時点で保有する本新株予約権の全部（ただし、同日に行使された本新株予約権を除きます。）を、同日、本新株予約権１個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。

また、当社が分割会社となる会社分割を行う場合に、ＳＭＢＣ日興証券から請求があった場合には、当社は、ＳＭＢＣ日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権１個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。当社は、買い取った本新株予約権を消却します。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化を抑制し株価への影響を軽減するとともに、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保し、長期的かつ安定した財務基盤の維持が可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択にあたっては、公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討いたしました。

そのような状況の中、ＳＭＢＣ日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約締結の提案を受け、資金調達金額や時期を当社が一定程度コントロールすることが可能であり、急激な希薄化を回避するとともに、既存株主の利益に配慮しつつ株価動向に合わせた資本調達が可能となる、本ファシリティ契約付の本新株予約権の発行が、現時点における最良の選択であると判断しました（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の普通株式に係る総議決権数158,800個（2026年6月30日現在）に対して10.34%の希薄化が生じます。）。

本ファシリティ契約は、上記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とＳＭＢＣ日興証券との間で、ＳＭＢＣ日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、その他行使許可条項等について取り決めるものであります。これらの取り決めにより、行使可能期間において本新株予約権の行使が進むことで当社の資金調達及び資本増強を図りつつ、当社の資金需要や株価動向等を見極めながら当社の判断により行使許可期間及び行使許可本新株予約権数を指定して資金調達の時期や行使される本新株予約権の量をコントロールすることが可能となります。さらに、下記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は1,642,000株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式価値の希薄化が限定されているため、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながら強固な財務基盤を構築し、事業環境の変化に対応するための財務戦略の柔軟性向上を図ることが可能であると考えられます。

当社は本資金調達に際し、本新株予約権の発行に係るＳＭＢＣ日興証券からの上記の提案内容並びに以下に記載する「（本資金調達方法の特徴）」及び「（他の資金調達方法との比較）」を総合的に勘案した結果、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約の締結を伴う本資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

（本資金調達方法の特徴）

本資金調達方法の特徴は、以下のとおりとなります。

本新株予約権の行使に関する努力義務及び行使許可条項

本ファシリティ契約に基づき、行使可能期間中、() ＳＭＢＣ日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達及び資本増強が図られます。加えて、() 当社は、行使許可条項を通じて、行使される本新株予約権の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境を勘案しつつ、短期間に大幅な希薄化が生じることを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は1,642,000株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されていること（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数158,800個（2026年6月30日現在）に対する希薄化率は10.34%）により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定程度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。具体的には、既存株主の利益に配慮しつつ円滑な行使を促進する観点から、本新株予約権の下限行使価額を588円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の60％に相当する金額）に設定いたしました。

割当予定先との約束事項

当社は、ＳＭＢＣ日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、（ ）残存する本新株予約権の全てが行使された日、（ ）当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付した日、（ ）ＳＭＢＣ日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日、又は（ ）行使可能期間の末日のいずれか先に到来する日までの間、ＳＭＢＣ日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利又は義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）の発行又は売却（ただし、ストックオプション制度若しくは譲渡制限付株式報酬制度に関わる発行若しくは処分、株式分割、株式無償割当て、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。）を行わないことに合意する予定です。

また、当社は、ＳＭＢＣ日興証券との間で締結される本ファシリティ契約において、ＳＭＢＣ日興証券が行使可能期間の末日時点で保有する本新株予約権の全部（ただし、当該末日にＳＭＢＣ日興証券が行使した本新株予約権を除きます。）を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負うことを合意する予定です。

譲渡制限

当社の書面による事前の同意がない限り、ＳＭＢＣ日興証券は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本新株予約権買取契約において規定される予定です。

本新株予約権の取得事由

別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合、当社は、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨が定められています（ただし、行使許可期間中においては、当社の取締役会により本新株予約権の取得日を定めること及び本新株予約権の取得の通知を行うことができない旨が、本ファシリティ契約において規定される予定です。）。また、一定の組織再編が生じる場合や上場廃止その他これに準ずる事象が生じた場合に、当社が残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して取得する旨も同様に規定されています。上記いずれの場合も、当社は、取得した本新株予約権を消却します。

本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)～(カ)のようなデメリットがあります。

- (ア) 本新株予約権による資金調達は、ＳＭＢＣ日興証券が行使許可の範囲内で実際に本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっております。本ファシリティ契約において、ＳＭＢＣ日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することが規定されるものの、本新株予約権を行使する義務を負うものではなく、任意の裁量により本新株予約権を行使することとされているため、株価や出来高等の状況によっては権利行使が進まず下記「2 新規発行による手取金の使途（1）新規発行による手取金の額」に記載された調達資金の額に相当する資金を当社の想定どおりに調達できない可能性があります。
- (イ) 本新株予約権は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、ＳＭＢＣ日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても下記「2 新規発行による手取金の使途（1）新規発行による手取金の額」に記載された調達資金の額に相当する資金を調達できない可能性があります。
- (ウ) 当社普通株式の株価が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載された下限行使価額を下回る水準で推移した場合には、本新株予約権が行使されず、当社の想定した資金調達ができない可能性があります。
- (エ) 本新株予約権の発行による資金調達は、ＳＭＢＣ日興証券に対してのみ本新株予約権を割り当てる第三者割当方式で行われるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難です。
- (オ) 行使可能期間の末日までに本新株予約権の行使がなされなかった場合、本ファシリティ契約に基づき、当社は、ＳＭＢＣ日興証券が行使可能期間の末日時点で保有する本新株予約権の

全部（ただし、同日にＳＭＢＣ日興証券が行使した本新株予約権を除きます。）を、同日に、本新株予約権１個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。

（カ）本新株予約権の行使による希薄化は限定されているものの、本新株予約権全てが行使されるとは限らないため、行使終了まで最終的な希薄化率を確定させることができません。

（他の資金調達方法との比較）

公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に１株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。

第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に１株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて、発行規模によっては割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレート・ガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（以下「ＭＳＣＢ」といいます。）は、ＭＳＣＢの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数（希薄化率）が未確定であるため、１株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。

新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。

本ファシリティ契約の締結を伴わない新株予約権の発行は、当社が権利行使のタイミングや行使される新株予約権の量をコントロールすることができず、柔軟性及び希薄化への配慮の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型（割当先が一定数量の行使義務を負う形態）は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。

借入及び社債等により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、自己資本を拡充させ強固な財務基盤を構築することで、事業環境の変化に対応するための財務健全性をより一層向上させるといった目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

以上のことから、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約の締結を伴う本資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

- 2 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項なし

- 3 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、ＳＭＢＣ日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、上記第1項「(2) 資金調達方法の概要」記載の内容を含む本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約を締結する予定です。

- 4 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

- 5 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、ＳＭＢＣ日興証券との間において、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

- 6 その他投資者の保護を図るため必要な事項

ＳＭＢＣ日興証券は、当社との間で締結される本新株予約権買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の書面による事前の同意を取得する必要があります。その場合には、ＳＭＢＣ日興証券は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で別記「第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況 (4) 株券等の保有方針」の第3段落の内容等について約させ、また譲受人となる者

がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものいたします。ただし、S M B C日興証券が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

7 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われます。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものいたします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生いたします。

8 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行いたしません。

9 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」といいます。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,612,509,680	9,000,000	1,603,509,680

- （注）1 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

（２）【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「（１）新規発行による手取金の額」に記載のとおり1,603百万円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
低濃度貴金属回収事業に係る設備投資資金	300	2026年12月～2028年6月
新規事業創出に係る資金	500	2026年10月～2028年6月
事業運営に係る資金	803	2026年10月～2029年6月
合計	1,603	—

- （注）1 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。
- 2 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、当社の基盤事業であるマイクロ波ソリューション事業において社会実装の加速と提供価値の持続的拡大を通じた事業成長を実現するために、優先的に充当しつつも、支出時期等を見極めながら、及びにも充当していく予定であり、金額不足分は手元資金の活用や銀行借入等他の方法による資金調達の実施により上記記載の使途への充当又は事業計画の見直しを行う可能性があります。
- 3 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、社会課題の変化や技術トレンドを捉えた新規事業の立ち上げを目指すの資金に充当する予定です。

低濃度貴金属回収事業に係る設備投資資金

低濃度貴金属回収事業では、顧客の工場排液ラインにDualPoreカートリッジを導入することによる、貴金属回収量に応じたストック型の収益モデルを構築しており、現在は、PCB/FCBめっき排液からパラジウム（Pd）の回収を行うDualPoreカートリッジが5ラインに導入済となっております。今後は、DualPoreSystemの基盤技術に当社の技術開発・エンジニアリング・事業開発アセットを掛け合わせ、元素（プラチナ（Pt）、ロジウム（Rh）、イリジウム（Ir）等）、領域（PCB/FCBめっき難処理工程排液、化学合成排液、精錬工程液からのパラジウム（Pd）回収）、地域（PCB/FCBめっき産業の集積地である東南アジアを注力地域と設定し、海外地域での事業拡大を志向）の拡大を目指してまいります。

当社は、低濃度貴金属回収事業の拡大に向けて、DualPoreカートリッジの生産性向上及び生産能力増強や、対象となる貴金属の回収等に係る設備投資を進めてまいります。

本調達資金については、低濃度貴金属回収事業の更なる成長のために、同事業に係る設備投資資金として、2026年12月から2028年6月までに300百万円を充当する予定であります。

なお、当社の設備投資計画は、2026年8月31日現在、以下のとおりであります。

事業所名 （所在地）	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 （千円）	既支払額 （千円）		着手	完了	
大阪事業所 （大阪市住之 江区）	低濃度貴金属回収事業における当社製品（Dual Pore吸着カートリッジ）の量産製造に必要な各種設備（合成・粉碎・乾燥・表面修飾に係る各種装置）	150,000	—	新株予約権の発行及び行使による調達資金	2027年1月	2027年10月	（注）2
大阪事業所 （大阪市住之 江区）	低濃度貴金属回収事業における回収貴金属の溶出・精製プロセスに必要な各種設備（貴金属溶出・回収・安全処理に係る各種装置）	80,000	—	新株予約権の発行及び行使による調達資金	2027年4月	2027年12月	（注）2
大阪事業所 （大阪市住之 江区）	低濃度貴金属回収事業におけるその他、物流、安全設備等の事業基盤インフラ設備	70,000	—	新株予約権の発行及び行使による調達資金	2026年12月	2027年6月	（注）2

（注）1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- 2 完成後の増加能力につきましては合理的な算出が困難なため、記載を省略しておりますが、上記の設備投資により、カートリッジ製造及び貴金属の溶出・精製プロセスにおける歩留まり率の向上やインフラ設備の整備による生産体制の強化を見込んでおります。

新規事業創出に係る資金

当社は、戦略仮説の立案と仮説検証のサイクルを回しながら新規事業の創出を行い、2030年までの継続収益の獲得を目指しております。具体的には、マイクロ波技術の新たな可能性を広げるべく様々な分野への応用を検討しており、（ ）マイクロ波の他分野への展開（例：半導体関連）及び当社の事業開発・ラボ・エンジニアリングの一貫した機能を活用した（ ）マイクロ波以外の新規ソリューションの既存顧客への提供を想定しております。これまで、半導体関連を中心に探索を進めており、特に当該領域における製造プロセスの効率化等に資するマイクロ波技術の応用に向けた事業開発及び研究開発の推進等により、早期の事業の立ち上げを目指しております。加えて、新たな技術ソリューション獲得のための小規模M & Aの機会も模索いたします。

本調達資金については、仮説検証を通じた新規事業創出に係る資金として、2026年10月から2028年6月までに500百万円を充当する予定であります。

なお、新規事業創出においては、技術を用いてエネルギー・環境問題にソリューションを提供している企業や、当社のマイクロ波ソリューション事業の提供価値拡大に資する企業、当社のケイパビリティ（事業開発～ラボ～エンジニアリング）とのシナジーが見込める企業との小規模M & Aの機会も模索いたしますが、現時点において具体的な案件はございません。M & Aの機会が実現しない場合又は対象となる企業との交渉の過程で様々な要因により案件の完了までに想定以上の期間を要した場合において、調達した資金が上記支出予定時期において当該費用に全て充当されないことも考えられます。その場合、調達した資金は上記（ ）及び（ ）の新規事業創出に係る資金に充当いたします。

事業運営に係る資金

当社は、技術プラットフォームを幅広く顧客や業界が抱える課題のソリューションに適用し、最終的に社会実装するために、様々なプレイヤーとアライアンスを組むことにより事業を拡大いたします。アライアンスの内容につきましては、2026年8月12日に公表いたしました「2026年6月期 通期決算説明資料」において、当社が2026年6月期中に推進したプロジェクトの一部を記載しておりますのでご参照ください。事業開発活動の取り組みを進めたことにより、契約総数の増加に伴い各プロジェクトの推進に必要な研究開発や主にエンジニアの人件費等に係る資金も増加傾向にあります。

また、事業拡大のためには、当社が構築済みの、当社の技術を理解・発信し顧客や業界ニーズとマッチングさせることができるプロデューサー的な機能を持った事業開発体制について、強化を図ることが必要となります。また、当社がテクノロジー企業として構築したマイクロ波プロセスに関する技術プラットフォームは、様々なプレイヤーとのアライアンス戦略における競争優位の源泉となっております。そのため、今後も継続的に充実を図り、当社の競争優位をより強固とするための発振器の内製化や鉱山プロセスの技術標準化等の研究開発の継続が重要となることから、継続的な人材採用及び育成並びに組織づくりが重要であると考えております。当社の従業員数は、2026年6月末時点において51名となっており、2027年6月期は厳選採用の方針により52名（事業開発及び管理部門14名、R & D及びエンジニアリング部門38名）の体制構築を計画しております。今後は、研究開発投資の選択と集中を進めながら、事業進捗に応じた規律ある投資を継続し、高い専門性を有する人材の継続的な採用を目指しつつ、事業規模に応じた適正な人員体制を構築してまいります。

本調達資金については、社会実装に向けた各プロジェクトの推進及び人件費等の事業運営に係る資金として、2026年10月から2029年6月までに803百万円を充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先の概要		
名称	S M B C 日興証券株式会社	
本店の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	
代表者の役職及び氏名	取締役社長 吉岡 秀二	
資本金	1,350億円	
事業の内容	金融商品取引業等	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%	
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (2026年 7 月31日現在)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (2026年 7 月31日現在)	2,200株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は本資金調達にあたり、S M B C 日興証券を含む複数の金融機関に相談したところ、2026年7月にS M B C 日興証券から本資金調達手法の提案を受け、他の資金調達方法も含めて検討した結果、本資金調達手法及びその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、株価動向等を見極めながらエクイティ性資金を調達し、当該資金により、継続的な成長戦略を推進するという当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。その上で、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」に記載の本資金調達の方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、上記「(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係」に示すように、本資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付される普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、S M B C 日興証券を割当予定先として選定しました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるS M B C 日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は1,642,000株であります(ただし、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

(4) 株券等の保有方針

本新株予約権買取契約において、S M B C 日興証券は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定であり、S M B C 日興証券から本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する予定がないことにつき口頭で説明を受けております。

S M B C 日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について長期保有する意思を有しておらず、市場動向を勘案し、適時売却を行う方針であることについても口頭で説明を受けております。

当社とS M B C 日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、M S C B等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則と

して、当該10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容を定める予定です。上記の他、具体的には、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上記制限超過行使に係る内容を約させること、及び本新株予約権の行使価額が発行決議日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値以上の場合又は本新株予約権の行使可能期間の最終2か月間等においては制限超過行使を行うことができることが定められる予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるS M B C日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の2027年3月期第1四半期決算短信（連結）に記載されている2026年6月30日現在の四半期連結財務諸表等から十分な現預金及びその他流動資産（現金・預金2,164,886百万円、流動資産計19,414,597百万円）を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるS M B C日興証券は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しております。また、本新株予約権の割当予定先であるS M B C日興証券は東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

当社の書面による事前の同意がない限り、S M B C日興証券は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本新株予約権買取契約において規定される予定です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：山本顕三）が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の304円としました。当該算定機関は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められるとともに、割当予定先から独立した立場で評価を行っております。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提（本新株予約権の当初行使価額（979円）、本新株予約権の行使期間（約3年間）、当社普通株式の株価（979円）、株価変動率（ボラティリティ58.2%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（1.9%）を含みます。）を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等についても一定の前提の下で行使可能期間にわたって、一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しております。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」注記欄に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないものと判断いたしました。なお、本新株予約権の当初行使価額は発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値であり、また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の上で、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引のVWAPの90.5%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に修正されますが、最近6か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、割当予定先の権利行使の可能性や当社株価への影響等に鑑み設定した条件につき合理的と判断しております。なお、修正後の本新株予約権の行使価額は、各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とした際の行使価額を下回る可能性があります。終値ではなくVWAPを行使価額修正の基準とすることで、行使価額修正の基準日における株価及び出来高の一時的な変動の影響を受けにくくなり、安定的な行使が期待できると考えております。

これらの結果、本有価証券届出書提出日現在において当社監査等委員会（3名にて構成。うち2名は社外監査等委員）から、監査等委員全員一致の意見として本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利な金額に該当せず、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式1,642,000株に係る議決権の数は16,420個であり、当社の発行済株式総数15,904,500株（2026年6月30日現在）に対して10.32%、総議決権数158,800個（2026年6月30日現在）に対して10.34%の希薄化が生じます。しかしながら本資金調達、自己の資本拡充による財務戦略の柔軟性確保を図り、企業価値の増大を目指すものです。また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

なお、当社普通株式の過去3年間（2023年8月から2026年7月まで）の1日当たりの平均出来高は427,395株であり、直近6か月間（2026年2月から2026年7月まで）の同出来高も681,587株であることから、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数1,642,000株を行使期間である約3年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は約2,200株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、本新株予約権の権利行使及び売却により当社株式の流動性供給が図られるものであること、割当予定先として選択したS M B C日興証券との間で、S M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、その他行使許可条項等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であるとともに、当該調達資金を、さらなる成長戦略の遂行のため、別記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」記載の各資金使途に充当することを鑑み、発行数量の規模は合理的であるとと考えております。

加えて、本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が、行使許可条項の仕組みを通じて、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができること、当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	2,200	0.01	1,644,200	9.38
吉野 巖	京都市東山区	1,259,400	7.93	1,259,400	7.19
塚原 保徳	大阪府吹田市	1,096,800	6.91	1,096,800	6.26
三井化学株式会社	東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号	771,700	4.86	771,700	4.40
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 7 号	298,056	1.88	298,056	1.70
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	246,500	1.55	246,500	1.41
Mitsui Kinzoku-SBI Material Innovation Fund	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	206,300	1.30	206,300	1.18
千島土地株式会社	大阪市中央区道修町三丁目 4 番 11号	199,900	1.26	199,900	1.14
富永 道男	大阪市中央区	117,000	0.74	117,000	0.67
下條 智也	兵庫県西宮市	100,000	0.63	100,000	0.57
計	—	4,297,856	27.06	5,939,856	33.90

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年6月30日現在の株主名簿上の株式数（ただし、割当予定先である S M B C 日興証券については、2026年7月31日現在の保有株式数）によって算出しております。

2 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4 割当予定先である S M B C 日興証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先である S M B C 日興証券が、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。なお、割当予定先である S M B C 日興証券は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、割当予定先である S M B C 日興証券は、割当後における当社の大株主とはならないと見込んでおります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月26日近畿財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第19期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月13日近畿財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年8月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月26日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年8月31日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は当該変更及び追加を反映し、一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等に記載された「サステナビリティに関する考え方及び取組」、「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年8月31日）までの間において、変更及び追加がありました。「サステナビリティに関する考え方及び取組」、「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する変更及び追加は、下記下線のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、以下の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」、「3 事業等のリスク」及び「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年8月31日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年8月31日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針及び経営環境

当社は、「Make Wave, Make World 世界が知らない世界をつくれ」をミッションとして掲げ、独自技術を産業の現場で稼働する設備及び事業へと変えること、すなわち社会実装そのものを事業と位置付けております。

製造業を取り巻く事業環境は大きく変化しております。気候変動問題への対応に加え、資源の有効利用・循環利用、生産性の向上等、製造プロセスそのものの変革に対するニーズが高まっております。また、経済安全保障の重要性が高まる中、重要鉱物をはじめとする資源の安定確保及び循環利用の必要性も増しております。こうした環境の下、当社は、顧客基盤及び収益源の多様化を図りつつ、事業を推進してまいります。

こうした中でも、当社がこれまで対象としてきた化学産業等には、大規模な設備と多量のエネルギーを必要とする製造プロセスが存在します。他方、新たな技術を実際の産業プロセスとして導入するためには、基礎的な技術開発にとどまらず、実証開発、スケールアップ、設備設計・製作、顧客の生産設備への導入等、社会実装までの一連のプロセスが必要となり、優れた技術が生まれても産業の変革に至らない要因となっております。

当社は、2007年の創業以来、マイクロ波プロセスの産業化を通じてこの課題と向き合い、顧客の課題把握から技術開発、ラボ開発、実証開発及びエンジニアリングまでを一貫して行うことで、独自技術を産業プロセスとして社会実装するための知見及び体制を構築してまいりました。マイクロ波は、従来の加熱方法のように外部から間接的にエネルギーを伝達するのではなく、物質に直接エネルギーを伝達することが可能であり、適切なプロセス設計と組み合わせることで、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」等の特長を有する製造プロセスを実現する可能性があります。当社はこれまで、炭素素材、ケミカルリサイクル、金属製錬・鉱山プロセス、電子材料、医薬品等の幅広い領域において、マイクロ波を利用した製造プロセスの開発を進めてまいりました。

当社は、マイクロ波技術を引き続き当社の中核技術と位置付けながら、当社の競争力の源泉は特定の技術そのものではなく、独自技術を社会実装する一貫した機能にあると考えております。第19期事業年度においては、当該機能をマイクロ波以外の技術領域へ展開する最初の事業として、DualPoreソリューション事業を開始いたしました。今後も、産業が抱える課題に対して独自技術によるソリューションを提供し、その社会実装を通じて持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 経営戦略等

当社は、化学産業への依存度が高いこと及び大型プロジェクトが受注に占める割合が相対的に高いことが、短期的な業績変動の幅を大きくする要因であると認識しております。この認識のもと、顧客基盤と収益源の多様化を経営上の重要課題と位置づけ、適用領域を拡大し、技術プラットフォームを継続的に獲得してまいります。



適用領域の拡大

当社は、マイクロ波ソリューション及びDualPoreソリューションについて、既に事業化している領域を基盤として、両技術の特性を活かすことのできる新たな産業・用途への展開を進めてまいります。

マイクロ波ソリューション事業では、これまで化学・材料分野を中心に培ってきた技術・ノウハウを活用し、金属製錬・鉱山プロセス等の資源・金属分野への展開を進めるとともに、半導体分野をはじめとする新たな用途についても探索・検証を行います。また、DualPoreソリューション事業では、半導体製造工程等における低濃度貴金属回収の実績を基盤として、化学・材料分野や資源・金属分野を含む新たな回収対象領域や他元素への展開を進めます。

このように、既存の技術プラットフォームを複数の産業・用途へ横展開することで、顧客基盤及び収益機会の拡大を図ってまいります。あわせて、装置・設備の標準化及び共通化を進めることにより、案件ごとの開発工数及び調達コストを低減し、中長期的な収益性の改善並びに開発期間の短縮を図ります。

技術プラットフォームの継続的な獲得

当社は、マイクロ波技術及びDualPoreSystem技術に続く新たな技術プラットフォームを継続的に獲得・育成し、提供するソリューションの拡大を図ってまいります。

当社はこれまで、顧客課題の把握から事業開発、研究開発、実証、エンジニアリング、事業化・社会実装までを一貫して推進する機能を培ってまいりました。こうした機能を活用し、顧客が抱える産業プロセス上の課題を起点として、新たな技術及び事業機会の探索・検証を進めます。第19期事業年度に譲り受けたDualPoreソリューション事業は、当該取組の最初の成果であります。

技術プラットフォームの獲得にあたっては、自社による技術開発に加え、外部企業・研究機関との技術提携、事業譲受、M&A等も活用します。その実行に当たっては、後述の財務上の課題を踏まえ、収益基盤の確立及び財務基盤の強化を優先しつつ、財務負担が限定的な手法を中心に検討してまいります。

これにより、マイクロ波、DualPoreSystemに続く新たな独自技術を継続的に事業ポートフォリオへ加え、対応可能な顧客課題及び提供ソリューションを拡大することで、中長期的な成長を目指してまいります。

事業別の取組は以下の通りです。

マイクロ波ソリューション事業

当社は、これまでマイクロ波プロセスの研究開発及び実証開発を多数の顧客と共同で進め、幅広い産業領域へ適用範囲を拡大してまいりました。今後は、新規案件の獲得に加えて、既存の開発案件を研究開発段階から実証開発、実機導入及び事業化へと着実に進展させ、マイクロ波技術の社会実装を加速することを重要な戦略と位置付けております。

特に、経済安全保障の重要性が高まる中、重要鉱物に関連する金属製錬・鉱山プロセスを重点領域の一つと位置付け、標準化した実証設備等を活用することで開発効率を向上させ、複数案件への横展開を図ってまいります。

また、実証設備及び実機の大型化に伴い、機器・部材の調達コスト及びリードタイムが事業採算性に及ぼす影響が大きくなることから、装置・設備の標準化、共通化、主要機器に係る技術開発等を進め、開発期間の短縮及び収益性の向上を図ります。その一環として、第19期事業年度には、横浜ラボを開設し、マイクロ波発振器の内製化を目指すプロジェクトの本格稼働させております。

DualPoreソリューション事業

当社は、2025年9月に株式会社ディーピーエスより譲り受けた低濃度貴金属回収事業を「DualPoreソリューション事業」として展開しております。同事業については、譲受した技術、顧客基盤及び導入実績を基盤としながら、当社が保有する事業開発、技術開発及びエンジニアリングの機能並びに顧客ネットワークを活用することで、顧客への導入数、用途及び回収対象元素等の拡大を図ってまいります。

同事業は、顧客の生産工程に設置したカートリッジの交換・再生を継続的に受託するストック型（リカーリング型）のビジネスモデルであり、顧客への導入数の積み上げが将来の収益基盤の拡大につながる構造となっております。プロジェクトの進捗及び検収時期により収益が変動するマイクロ波ソリューション事業と組み合わせることで、収益源の多様化及び収益基盤の安定化を図ってまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社のマイクロ波ソリューション事業においては、新規案件を獲得し共同開発からスタートをした案件が、実証開発へ、そして最終的には、実機導入にまでステージアップすることが重要となります。これをモニタリングするために重視をしている経営指標は、1)新規契約獲得数、2)契約総数、及び3)フェーズ別売上高であります。

DualPoreソリューション事業においては、顧客の既存排液ラインへDPSカートリッジを導入し、貴金属回収を通じた継続的な取引関係を構築することが重要となります。これをモニタリングするために重視をしている経営指標としては、1)DPSカートリッジ導入ライン数、2)貴金属回収量、及び3)売上高があります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が優先的に対処すべき課題は下記のように考えております。

1. 事業上の課題

1) 全社共通の課題

顧客基盤及び収益源の多様化

当社のマイクロ波ソリューション事業は、化学産業への依存度が高く、また、売上規模の大きい大型プロジェクトの進捗及び検収時期によって、各事業年度の売上高及び損益が変動する傾向があります。2026年6月期においては、複数の大型プロジェクトにおいて顧客側の開発計画や投資時期の見直しによる受注遅延が生じており、当社は化学産業への依存度及び大型案件への売上集中を短期的な業績変動を大きくする要因と認識しております。

このため、受注遅延が生じている案件について顧客との協議を継続し、その進捗を図るとともに、マイクロ波ソリューション事業において金属製錬・鉱山プロセス等への展開を進め、加えて、DualPoreソリューション事業その他の新たな事業を育成することで、顧客基盤及び収益源の多様化を推進してまいります。

経営管理体制

当社が継続的な開発パイプラインの拡充及び新規事業創出を進める上で、パイプラインの進捗管理、予実管理等を行うための経営管理体制の強化は重要な課題と認識しております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、パイプラインの進捗モニタリングを行うための内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針です。

人材確保

当社が展開する事業は、複数の技術分野や専門領域を組み合わせ、顧客の課題に応じたソリューションを開発・提供することを特徴としております。このため、事業の拡大にあたっては、研究開発、プロセス開発、エンジニアリング、生産技術等の幅広い専門性を有する人材をバランス良く確保し、事業環境や顧客ニーズの変化に応じた開発・事業推進体制を継続的に強化していく必要があります。

また、当社が持続的な成長を実現するためには、新たな事業機会及び案件の創出を継続するとともに、それらを着実に事業化につなげていくことが重要となります。そのため、専門的な知見に加え、顧客や社内外の関係者と連携しながら、研究開発から事業化までを一貫して推進・マネジメントできる人材の確保及び育成を重要な課題と位置付けております。特に、各事業及びプロジェクトを主体的に牽引できるプロジェクトリーダー級の即戦力人材の確保に努めてまいります。

2) マイクロ波ソリューション事業

技術開発体制

当社がマイクロ波ソリューション事業を拡大していくためには、技術プラットフォームの継続的な強化及び効率的な開発体制の構築が重要な課題であると認識しております。当社がテクノロジー企業として構築したマイクロ波プロセスに関する技術プラットフォームは当社の競争優位の源泉となっており、今後も継続的に充実を図ることが重要であると考えております。

このため、要素技術の開発、データベースの充実、ノウハウの整備、及びアカデミアとも協力をした技術の体系化をはかり効率的な開発体制を構築します。

当社の強みは、マイクロ波化学において、研究開発から実証開発・エンジニアリング迄をワンストップで提供できることですが、これを可能とする要素技術群で構成されるインフラの開発投資を進めます。顧客の開発に共通的に使用できる設備を持ち、かつ、ラボ装置は市販されているものでは不十分な為、当社で開発し整備することで、安価かつ高品質なソリューションを提供することが出来る体制を構築します。

また、「電化」の製造技術という観点から競合技術の動向にも注意を払いながらスピードを落とさずに開発を行う必要があります。一方で、マイクロ波加熱以外の有力な手段となるIH加熱・電気ヒーター加熱は、従来の化石燃料による加熱と同様に伝熱を基本とする技術で、直接エネルギーを伝えるマイクロ波と比較して、エネルギー変換効率が低く、スケールアップ難易度が高いため、その優位性を活かして社会実装を進めることを目指します。

	マイクロ波加熱	IH加熱(誘導加熱)	電気ヒーター加熱
大型化			
	容易	制限あり	制限あり
エネルギー効率			
	高	中	低
温度範囲			

さらに、当社の競争優位をより強固とするためには、研究開発を継続するとともに、それを可能とする体制の構築・強化が課題であると認識しており、継続的な人材採用及び育成に取り組んでまいります。

事業開発体制

当社がマイクロ波ソリューション事業を拡大していくためには、技術プラットフォームを幅広く顧客や業界が抱える課題のソリューションに適用し、研究開発から事業化・社会実装までを推進する事業開発体制の構築・強化が重要な課題であると認識しております。

当社は、技術プラットフォームを幅広く顧客や業界が抱える課題のソリューションに適用します。また、最終的に社会実装するために、資源・化学メーカーをはじめとした様々なプレイヤーとアライアンスを組むことにより事業を拡大します。このため、世界中の資源・化学メーカー等とのネットワークを構築し、常に顧客や業界ニーズ・トレンド情報を収集し咀嚼しております。このような取り組みを推進するためには、当社の技術を理解・発信し顧客や業界ニーズとマッチングさせることができるプロデューサー的な機能を持った事業開発体制を構築し強化を図るために、継続的な人材採用と組織づくりが必要となります。

また、顧客にとって、これまでに導入した実績がない技術であるマイクロ波化学プロセスを導入することは、経営的な判断となります。当社がスムーズな技術導入を実現するためには、開発の初期段階より顧客側経営層からの理解が必要となり、その為に経営レベルでの関係構築及び経営目線での価値提言に努めて参ります。

3) DualPoreソリューション事業

技術開発体制

当社がDualPoreソリューション事業を拡大していくためには、対象とする貴金属の拡大（パラジウムからプラチナ、ロジウム、イリジウム等）及びPCB/FPCめっき工程の難処理排水、化学合成排水、製錬工程液等への適用範囲拡大に向けた技術開発が重要な課題であると認識しており、これに取り組んで参ります。あわせて、事業拡大に伴うカートリッジ需要の増加への対応も必要な取り組みと認識しております。外部協力会社との連携強化により製造工程の高度化及び生産効率の向上を進め、安定的かつ高品質な供給体制を構築してまいります。

事業開発体制

当社がDualPoreソリューション事業を拡大していくためには、国内外の顧客・業界ニーズを踏まえた事業開発体制の構築・強化が重要な課題であると認識しております。

国内市場においては、顧客にとって最適な回収箇所、回収方法の提案が重要と認識しており、当社の提案力の向上を図ってまいります。また、顧客にとって新規技術となるDPS技術の導入は経営的な判断となる場合も想定されるため、初期段階から顧客側経営層との関係構築及び価値提言に努めてまいります。

東南アジアを中心とした海外展開にあたっては、対象国ごとの規制動向を踏まえた運用の構築が必要となります。当社は、これらの重要論点を、継続的な取り組みを通じて自社ノウハウとし、強固な組織づくりを進めます。

2. 財務上の課題

財務基盤の強化及び流動性の確保

2026年6月期において、複数の大型プロジェクトについて、顧客による開発計画及び投資時期の見直しに伴う受注遅延が生じたこと等により、売上高が当初予想を下回り、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。また、純資産が減少し、自己資本比率が低下しております。

このため、当社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、財務基盤の強化及び事業推進に必要な流動性の確保を重要な課題と認識しております。

当社は、当該事象又は状況を解消又は改善するため、上述の顧客基盤及び収益源の多様化を通じた収益力の向上に取り組んでまいります。また、資金面では、第19期事業年度に総額5億円の長期借入を実行するとともに、総額5億円のコミットメントライン契約を更新し、事業推進に必要な流動性を確保しております。

今後も、事業計画及び資金計画の進捗を適切に管理するとともに、これらの対応策を着実に実行することにより、財務基盤の強化及び事業推進に必要な流動性の確保に取り組んでまいります。

2 サステナビリティに関する考え方及び取組

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、第19期事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

（中略）

(3) 戦略

当社は、「Make Wave, Make World 世界が知らない世界をつくれ」というミッションのもと、「100年以上変わらない化学産業を革新し、モノづくりの世界を変革する - マイクロ波プロセスをグローバルスタンダードに - 」をビジョンとして掲げております。

これらを実現する上で、「自律的なプロフェッショナル集団の形成」が人的資本領域における最重要課題であると認識しており、それに沿った人材育成方針及び社内環境整備方針を採用しており、具体的には次のとおりであります。

(a) 多様な人材の確保

マイクロ波化学は業際分野であり、化学、物理（電磁気学）、エンジニアリングなどの専門家から構成される開発体制を構築する必要があります。また、単に技術を提供するだけでなく、顧客の製造まで支援するためには、エンジニアについても、プロセスエンジニア、機械、電気計装、生産技術、及びシミュレーション技術者等多様な人材が必要となります。当社は、継続的に多様な人材の採用及び育成を行うことが重要であると考えております。

(b) プロジェクトリーダーの育成

当社は、技術プラットフォームを幅広く顧客や業界が抱える課題のソリューションに適用します。また、最終的に社会実装するために、化学、素材、資源関連企業をはじめとした様々なプレイヤーとアライアンスを組むことにより事業を拡大します。このため、世界中の資源・化学メーカー等とのネットワークを構築し、常に顧客や業界ニーズ・トレンド情報を収集し咀嚼しております。このような体制を支える人材として、当社の技術を理解・発信し、顧客や業界ニーズとマッチングさせることができるプロデューサー的な機能を担える人材、及び各プロジェクトの研究開発から事業化までをマネジメントできるプロジェクトリーダー級の人材の採用及び育成が重要であると考えております。

(c) 人事制度および育成制度の充実化

当社は、上記のような人材を採用及び育成するため、社員に期待するスキル・行動・コーポレートValueの要件を記述した「コンピタンス」を独自に定め、これを用いた人事制度を策定し、導入しております。

また、「コンピタンス」と社員一人ひとりの能力・キャリア志向に応じたミッションを有機的に結びつけた目標設定、進捗管理及び評価により、各社員の継続的な能力開発及び育成を図っております。

(4) 指標及び目標

当社における人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績は下表のとおりです。

指標	2026年 6 月期（実績）	2027年 6 月期（目標）
従業員数	51人	52人

3 事業等のリスク

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しておりますが、当社に関するすべてのリスクを網羅するものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年8月31日）現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) マイクロ波技術の応用領域の拡大について

当社は、従来困難とされてきたマイクロ波プロセスの大型化に成功し、大規模マイクロ波化学工場である「M3K」の立ち上げに成功した後、食品添加物、医薬品、炭素素材、石油化学プロセス、電子材料、金属製錬／鉱山プロセスなど多様な分野へと応用領域を拡大してまいりました。このように、マイクロ波プロセスは、基礎化成品、機能性化成品、燃料、鉱石など様々な領域に応用可能であると考えておりますが、新しい技術領域であり不確実性が高いため、当社技術の市場への浸透が計画通りに進まない場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 新規参入・技術革新について

当社は、独自に構築したプラットフォーム技術を事業基盤としており、マイクロ波化学分野においては強固な競争優位性を確保しているものと考えております。しかしながら、当社を上回る研究開発能力を備えた新規参入企業が出現すること、または当社の特許技術に抵触しない技術をもって当社を上回る技術が開発されることも考えられます。

当社としては、数多くの領域でマイクロ波プロセスによるプラント建設を進めマイクロ波化学に関する知見を蓄積することで、この競争優位性をより強固なものにできると考えておりますが、新規参入企業の出現や当社を上回る技術の開発により、当社の競争優位性が低下する結果、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、マイクロ波に対する代替技術を持った事業者の新規参入や、技術革新によりニーズが減退し、業界環境そのものが著しく変化する可能性があります。

当社は、顧客ニーズの変化を先読みして、競合技術を継続的に観測し、この結果を当社の技術開発に活かしていくことで対処したいと考えております。

(3) 知的財産について

当社のマイクロ波ソリューション事業に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はなく、現時点においては、当社の事業に関し他者が保有する特許権等への侵害により、事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。また、技術調査等を継続して行って侵害事件を回避するよう努めております。ただし、当社のような研究開発型の企業にとって、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難です。今後、当社が第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、弁護士や弁理士と協議の上、その内容によって個別具体的に対応策を検討していく方針ですが、当該第三者の主張の適否にかかわらず、解決に時間及び多額の費用を要する可能性があり、また、当社の技術に関しては、細心の注意を払って管理しておりますが、第三者が当社の技術を侵害した場合であっても、解決に時間及び多額の費用を要する可能性があります。その場合には当社の事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

現状、要素技術群において、反応系デザインが中心の共通の要素技術である、基礎物性評価、シミュレーション、制御は秘匿化し、反応器デザインが中心の個別の要素技術である基盤機構は特許化、公知化する戦略をとっており、このようにして積み重ねた知財は当社の強みとなっております。

(4) 多額の研究開発費の発生について

当社の第19期事業年度の研究開発費の総額は653,277千円です。マイクロ波プロセスは、基礎化成品、機能性化成品、燃料、鉱石など様々な領域への応用が可能であると考えられます。当社はマイクロ波化学産業を興し同産業におけるリーディングカンパニーとなることを目指し、グリーン、ケミカルリサイクル、鉱山プロセスを重点領域として複数の次世代パイプラインの研究開発を進めています。これら研究開発が当初計画よりも遅延する場合、または当初期待していた結果が得られない場合、研究開発費用が当初計画よりも増大し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 収益計上が変動する傾向について

当社のマイクロ波ソリューション事業における収益は、共同開発契約に伴う開発一時金の収受によるものが中心であるため、その計上時期や金額によっては事業収益、当期純利益（損失）は不安定に推移する可能性があります。

(6) パイプラインの進捗について

当社は共同開発契約を締結するにあたり、研究開発目的ではなく、事業化の達成が目的であることを確認しております。事業化までのロードマップを事前合意し、マイルストーン毎に契約を締結しておりますが、開発が難航した場合や、顧客における経営方針の変更、業績悪化等に伴う予算削減等がなされた際には、開発の継続が困難となる場合があります。今後、開発の進捗によりフェーズ4に到達するパイプラインが増加し、継続収益が発生することを見込んでおりますが、顧客の事業状況によってはパイプラインの事業化が困難となる場合があります。

以上のように、当社の想定どおりにパイプラインが進捗しない場合において、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の取引先及び産業への依存について

当社は多数の企業と共同開発を実施しておりますが、売上単価が大きいフェーズ2以降の案件について、現時点では特定の取引先からの売上が一定の割合を占めています。今後、フェーズ1の案件がフェーズ2へとステージアップすることで、このような状況は解消されと考えておりますが、開発の進捗に偏りが生じた際には、本状況が発生する可能性があります。当社は、金属製錬・鉱山プロセス等への適用領域の拡大並びにDualPoreソリューション事業等の育成により、顧客基盤及び収益源の多様化を進めてまいります。

(8) 業績の不確実性について

過年度の業績推移について

当社がソリューション提供型のビジネスを開始したのは第11期であり、第13期、第16期及び第18期以外においては、当期純損失を計上しております。

今後、さらなる事業拡大を推進してまいります。過年度の経営成績が今後の当社の経営成績等を判断する材料としては、不十分である可能性があります。

今後、未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性は否定できず、当社の業績に影響を及ぼすと考えられる様々な外部環境の変化について予想することは、現状においては困難であると思われます。

研究開発投資について

当社は、マイクロ波プロセスの基盤技術確立、応用領域拡大のため、設備機器の導入、研究員及びエンジニアの増員等、研究開発にかかる先行投資を積極的に実行しております。

今後も、研究開発にかかる先行投資を継続するとともに、事業開発を強化することで、共同開発契約やライセンス契約の締結による収益の計上に努めてまいります。研究開発の効果が十分に得られない場合や、事業開発が計画通りに進まない場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材及び組織について

少数の事業推進者への依存について

代表取締役社長CEOである吉野巖は、経営戦略の策定、事業開発の推進において重要な役割を果たしております。また、代表取締役CSOである塚原保徳は、創業以前はマイクロ波化学分野の研究者として活動しており、同分野における豊富な知見を活かして、創業当初から当社研究開発の中心的存在であり、現在もその推進に重要な役割を担っております。

当社では、これらの取締役に過度に依存しない経営体制を築くために、研究開発、事業開発の遂行にあたって、幹部人材の採用や、各種会議体の設置によって意思決定やノウハウ蓄積を組織的に行うなど、経営組織の強化を進めております。しかしながら、仮に経営業務に関して、これら取締役への依存度が高い状態で推移し、かつ、これら取締役の事業への関与が何らかの理由により困難となった場合には、当社の事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

少人数組織であることについて

当社は、第19期事業年度末現在、従業員51名（臨時雇用者含む）と小規模であり、内部管理体制も相応の規模となっておりま。当社においては、業務上必要な人員の増強及び内部体制の充実を図っていく方針であります。必要な人材を獲得できない場合、人材流出が生じた場合及び代替要員の不在等の問題が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報管理について

当社のプラットフォーム技術及びパイプラインの開発並びにその他事業遂行等に関する重要な機密情報が流出するリスクを低減するために当社は、役職員、顧問、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するなど、厳重な情報管理に努めています。しかしながら、役職員、顧問、取引先等によりこれが遵守されなかった場合等には、重要な機密情報が漏洩する可能性があり、このような場合には当社の事業や財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法令規制等について

当社は、法令の遵守を基本として事業を進めておりますが、製造物責任、消防法、電波法、廃棄物処理責任、環境・個人情報保護関連、税制関連等において、さまざまな法的規制を受けており、今後更にその規制が強化されることも考えられます。そのような場合、事業活動に対する制約の拡大やコストの増加も予想され、当社企業の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 固定資産の減損について

当社は、マイクロ波プロセスの技術プラットフォームを構築すべく、有形固定資産及び無形固定資産等の固定資産を取得・保有しております。これらの資産の取得にあたっては事前に必要性や収益性を十分に検証した上で決定しておりますが、研究開発の効果が十分に得られないこと、事業開発が計画通りに進まないこと、または経営環境や事業の状況の著しい変化等により、収益性が低下し、十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合は、対象資産に対する減損損失の計上により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 業績の季節的変動について

当社の主要顧客である日系企業においては、3月決算が多く、研究開発予算の執行や検収が下半期（10月～3月）に集中する傾向があります。当社の共同開発に係る収益は顧客の検収完了時点で認識されるため、当社の売上高は10月～3月（決算期変更後の第2四半期及び第3四半期）に偏重する傾向にあります。また、大型案件の完了時期による影響があります。これに対して販売費及び一般管理費は、その大部分が固定費であることから、利益についても同様に偏重する傾向にあり、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。

（中略）

(14) 検収時期の変動について

共同開発契約においては、開発テーマに関する報告書・サンプル、機器等の成果物を納品し対価を得ており、顧客による成果物の検収が完了した時点で収益を認識しております。

このような契約において、顧客と合意の下、開発状況に応じた開発期間の延長等を行うことにより、顧客による成果物の検収が当初予定よりも遅れた場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 自然災害、事故、テロ、戦争などについて

当社は大阪府吹田市の本社・ラボ、大阪市住之江区の大阪事業所及び横浜ラボ等において研究開発その他の事業活動を実施しております。地震、台風等の自然災害の影響を受ける可能性があります。同様に火災等の事故災害、テロ、戦争等が発生した場合、開発拠点の設備等に大きな被害を受け、開発が遅延、または中止を余儀なくされる可能性があります。また、損害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生し、結果として、当社の事業戦略及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) DualPoreソリューション事業に関するリスク

当社は、2025年9月、株式会社ディーピーエスより低濃度貴金属回収事業（以下「DualPoreソリューション事業」又は「DPS事業」）を譲り受け、パラジウム等の貴金属を化学触媒製造・電子部品製造工程等の排液から回収し、精錬企業への製錬委託・販売及び顧客との収益シェアを行う事業を展開しております。

DPS事業は本格的な商用展開を開始して間もない段階にあり、現時点の売上規模は限定的であります。同事業は顧客の製造敷地内にカートリッジを設置、貴金属の回収を継続的に行うリカーリング型のビジネスモデルであり、顧客の導入数がそのまま将来の収益基盤を形成する構造にあります。従い、顧客における実証（PoC）から商用契約への移行、及び商用契約後の設置台数の拡大が当社の想定を下回る場合、単年度の売上計上時期が後る倒しになるほか、将来の収益基盤を構成する導入基数の積み上がりにも遅れが生じることとなります。

そのほか、同事業には以下のリスクが存在します。

技術開発及び知的財産に関するリスク

当社は、現状、主として電子部品製造工程における排液からのパラジウム回収を対象に実績を積み上げております。今後の事業運営においては、既存の回収技術では十分な回収が難しいとされる工程排液や化学合成排液等への回収対象領域の拡大、及びパラジウム以外の貴金属元素への回収対象拡大を志向しており、これらの実現には一定の技術開発が必要となります。当該技術開発が計画通りに進捗しない場合、又は想定した回収性能・経済性が得られない場合には、事業規模が当社の想定を下回り、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、開発の進捗状況を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行う体制を構築することで、技術開発に係る不確実性の低減に努めております。

また、DPS事業の競争優位性は、DualPoreSystem技術に係る特許その他知的財産にも一定程度依拠しており、当該知的財産の権利保護が十分に図れない場合、又は第三者による類似技術の開発・参入が生じた場合には、当社の競争優位性が損なわれる可能性があります。

貴金属市況変動リスク

当社の収益は、回収したパラジウム等貴金属の市況価格の変動の影響を受けます。市況価格が下落した場合、当社及び顧客双方の回収インセンティブが低下し、契約継続・新規契約獲得に影響を及ぼす可能性があるほか、当社の収益性が悪化する可能性があります。

当社は、一部の顧客との契約において、市況価格が急激に変動した場合の条件見直しに関する協議事項を設けており、今後も同様の枠組みの導入を進めてまいります。

貴金属の輸送・取扱いに関する各国法令対応リスク

DualPoreSystem技術は、吸着回収した貴金属を非廃棄物・非危険物として輸送できる運用を特徴とし、海外地域からの回収も対象としております。当該分類・取扱いは輸出入相手国における廃棄物関連法令、危険物輸送規則等の解釈及び運用に依存する場合があります。各国当局による法令改正又は解釈変更により、輸送の遅延・停止、在庫の滞留、既存契約の見直し等が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、運用開始済国においては規制動向の継続的な確認を実施しているほか、新規地域への進出に際して現地規制当局及び検査機関との事前協議を行い、分類の妥当性を確認するプロセスを設けております。

(17) 継続企業の前提に関する重要事象等

第19期事業年度において、複数の大型プロジェクトについて、顧客による開発計画及び投資時期の見直しに伴う受注遅延が生じたこと等により、売上高が当初予想を下回り、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。また、純資産が減少し、自己資本比率が低下しております。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該事象又は状況を解消又は改善するため、顧客基盤及び収益源の多様化並びに事業推進に必要な流動性の確保に取り組んでおります。これらの対応策を踏まえ、当該事象又は状況は解消又は改善される見込みであることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

なお、当該事象又は状況に対する分析・検討内容及び対応策については、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

（中略）

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年8月31日）現在において判断したものであります。

（中略）

継続企業の前提に関する重要事象等について

「3 事業等のリスク（17）継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該事象又は状況を解消又は改善するため、顧客基盤及び収益源の多様化を経営上の重要課題と位置づけ、マイクロ波ソリューション事業における重要鉱物に関連する金属製錬・鉱山プロセス等への展開や、DualPoreソリューション事業をはじめとする新たな技術ソリューションの獲得・提供を進めております。また、資金面では、第19期事業年度に総額5億円の長期借入を実行するとともに、総額5億円のコミットメントライン契約を更新し、事業推進に必要な流動性を確保しております。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無を判断するための事業計画及び資金計画における重要な仮定は、受注時期及び事業開発の進捗を踏まえた売上高の見通し並びに金融機関からの資金調達及び借入枠の利用可能性であります。

経営者は、事業計画及び資金計画に加え、上述の対応策を総合的に検討した結果、当該事象又は状況は解消又は改善される見込みであり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

マイクロ波化学株式会社 本店

（大阪市住之江区平林南一丁目6番1号）

（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。）

大阪府吹田市山田丘2番1号 フォトニクスセンター5階

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項なし